

〔契約ロッカー利用約款〕

セントラルスポーツクラブ
セントラルスイムクラブ
セントラルフィットネスクラブ
セントラルウェルネスクラブ

1. ご利用上の諸注意

- (1) 契約ロッカーを利用できる方は、当クラブのフィットネスメンバー（成人スクール・法人会員を含む）本人であり、かつ本約款を承諾し同意した方のみとします（以下「ロッカー利用者」といいます）。
- (2) 当クラブは、ロッカー利用者に対し、使用を認めたロッカー（以下「本ロッカー」といいます）を貸与するものであり、当クラブがロッカー利用者の収納物をお預かりするものではありません。ロッカー利用者は、本利用約款を遵守して、本ロッカーの管理を自己の責任で行って下さい。
- (3) 電話での予約申込及び契約はお受けしません。必ず当クラブでの手続きをお済ませ下さい。
- (4) 本ロッカーに収容できるものは、ロッカー利用者が当クラブで使用するフィットネス用品、及び手荷物等とします。一般的に収容に適さないもの（生物・異臭を放つもの、食品、危険物、濡れたもの等）、高価品及び現金を本ロッカーに収容することは禁止します。また、当クラブが不適当と判断した場合、本ロッカー内収容物の撤去をお願いする場合があります。
- (5) 本ロッカー内収容物の盗難に関しては、当クラブは一切責任を負いません。鍵及び暗証番号その他本ロッカーの管理は充分にご留意ください。
- (6) 当クラブは、当クラブに故意または重過失がない限り、本ロッカーの使用に関してロッカー利用者等に発生した損害賠償請求の責めを負いません。
- (7) 本ロッカー内に新しい造作（棚・フックなどの取り付け等）を施すことは一切禁止します。また、ロッカー利用者の不適当な使用によって、本ロッカーに破損等の損失があった場合、当クラブはロッカー利用者に対し修理代金等の損害金をご請求します。
- (8) 管理上、本ロッカーの機能の点検及び本ロッカー内収容物の確認が必要になった場合、又は本ロッカーに異臭・水漏れ等の異常が発生した場合、その他必要がある場合には、当クラブは、ロッカー利用者の承諾を得ることなく、本ロッカーを開錠し、点検する場合があります。
- (9) ロッカー利用者は、本ロッカーの使用料金を、月会費に準じた当クラブの定める所定の方法で当クラブに対し支払わなければなりません。尚、一旦納入した料金は返還しません。現実に当クラブの施設利用がない場合も、ロッカー利用者の当クラブに対する本ロッカー使用料金支払い義務が発生します。
- (10) ロッカー利用者が、会員規約に基づき、フィットネスメンバーの資格停止または除名となった場合その他フィットネスメンバーとしての資格を喪失した場合には、ロッカー利用者の本ロッカー利用契約も当クラブの判断により解約することができるものといたします。この場合、ロッカー利用者が一旦納入した本ロッカー使用料金は返還しません。また、本条により当クラブが本ロッカー利用契約を解約した場合、当クラブはロッカー利用者の同意なしに本ロッカーを即日開錠し、収容物の撤去をおこなうことができるものとします。撤去した収容物は、登録されている住所へ受取人払いで返送しますが、転居先不明等でお届けできない場合は、当クラブで処分します。

2. 解約される場合

- (1) ロッカー利用者が、当クラブを退会もしくは本ロッカー利用契約のみを解約する場合は、各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに当クラブに対し所定の解約届の書面を提出することにより、その月末限りで解約することができます。
- (2) 電話等口頭での解約は受付られません。
- (3) 所定の解約届の本クラブへの到達が各月の10日(10日が休館日の場合は翌営業日)を過ぎた場合は、当クラブの事務手続上、本ロッカー利用契約の解約日は翌月末となります。尚、当クラブが本ロッカー利用契約の所定の解約届の書面を受領しない限りロッカー利用者の当クラブに対する本ロッカー利用料金支払義務は発生し続けるものとします。
- (4) 本ロッカー内に収容したお荷物は退会月、もしくは解約月の最終営業日までにお持ち帰り下さい。本ロッカー内に収容物が残っている場合は、入会手続き時の自宅住所へ受取人払いで返送しますが、転居先不明等でお届けできない場合は、当クラブで処分します。

3. 休会される場合

- (1) ロッカー利用者が当クラブを休会した場合でも、本ロッカー利用契約の解約がない限り、ロッカー利用者は当クラブに対し、本ロッカーの使用料金を当クラブの定める休会費とともに所定の方法で支払わなければなりません。尚、一旦納入した料金は返還しません。

4. 本ロッカーの使用権利の譲渡禁止について

- (1) ロッカー利用者は、自己の利用のみが許諾されているもので、本ロッカーの利用を第三者にさせることはできません。また、本ロッカー利用約款に基づく権利を他に譲渡することはできません。

本約款の改定及び変更は当クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に、当クラブに在籍するロッカー利用者の全ての方に及ぶものとします。

本約款は 2007年6月1日より施行します。

以上

【名称及び所在地】

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-10-7

ジムセントラル24神田